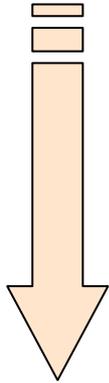


登録事業者としてご協力頂ける宅地建物取引業者の方へ 「空き家バンク制度」による物件の媒介(仲介)の流れ

①事業者登録



「泉南市空き家バンク制度事業者登録申請書兼誓約書（様式第1号）」に以下の書類を添えて提出してください。

- ①宅地建物取引業者免許証（写）、②重要事項説明書（※1）
- ③泉南市空き家バンク制度の運用に関する協定書（2通）
- ④法人税・所得税・消費税（国税）「様式その3の3又はその3の2」、法人事業税・個人事業税（府税）「未納がない証明」、市民税・固定資産税等（市税※2）「未納がない証明」

※1 仲介業務が売買の場合は土地・建物用及び区分所有用のもの、賃貸借の場合は賃貸借用のものが必要です。

※2 市税及びその附帯徴収金の納付状況について、市が調査することに同意した場合は、泉南市税に関する「完納証明書」の添付を省略することができます。

②事業者情報の発信



登録した事業者情報を、市のウェブサイトや窓口で発信します。

③空き家の所有者等と契約



空き家の媒介(仲介)を希望する所有者等が現れたら、その空き家が登録できる物件か確認の上、空き家の所有者等と物件の媒介契約を締結してください。

④空き家バンクへの登録・物件情報の発信



所有者等から依頼があれば、所有者等に代わり、物件の登録をし、契約を締結した物件の情報発信に努めてください。

⑤売買・賃貸借の契約の仲介



空き家の購入又は賃貸希望者が現れたら、空き家の所有者等との間で契約の媒介(仲介)をしてください。

⑥結果報告



契約成立後、速やかに「泉南市空き家バンク媒介等結果報告書（様式第8号）」を市に提出してください。

※空き家の売買・賃貸借等における交渉・契約については、市は直接関与しません。また、契約等に関する疑義・紛争等については、当事者間及び登録事業者間で解決するものとします。

※空き家の売買・賃貸借等の媒介(仲介)に係る報酬については、法で定められた範囲内の媒介(仲介)手数料が必要となります。